平成30年度 久留米市放置自動車廃物判定委員会 議事要旨

1 日 時:平成30年7月25日(水)午後2時00分~午後3時00分

2 場 所:環境部庁舎 大会議室

3 出席者:日下部委員長・白水委員・堀江委員・安永委員・松本委員

4 事務局:吉山課長・田代補佐・富田補佐・宮﨑主査・仲尾

5 その他: 今田環境部長

6 議事の概要

(1) 環境部長挨拶

(2) 委嘱状の交付

(3) 委員紹介・挨拶

(4) 日下部委員を委員長に選任

(5) 白水委員を職務代理者に選任

(6) 委員会の業務内容の説明

(7) 議題:放置自動車の処理状況等の現状について

(1) 戦感・灰色白勁平りだ怪状が守り光がについて	
事務局	一議題説明一
事務局	関係機関での処理事例についてご紹介いただけないか。
_	各委員からの紹介事例なし。
事務局	所管課が対応に苦慮した事例を1例ご紹介する。
	ナンバープレートが取り外された上、施錠された放置車両があり、所
	有者調査が不能であった。車種から警察へも照会したが、盗難車両では
	ないとの回答であった。
	条例上、所有者不明であって廃物認定基準で廃物不相当判定のもの
	は、処分告示の翌日から起算して6月経過すれば不要物として処分でき
	るが、当該車両があまりにもきれいな車体であったため、所管課が本当
	にこのまま処理を進めてよいのか判断しかね、当課に相談がなされた。
	その後、廃物判定委員会に判断を仰ぐという話が出ていたが、諮問準備
	中に当該車両はなくなり、自主撤去されたものと思われる。
	このように廃物不相当判定の場合であって車両の状態が極めて良い
	ケースなどでは、処理を進めることにリスクがある場合もあると考えら
	れる。
委 員	条例では処理する以外の方法が規定されていない。
事務局	条例、規則、認定基準だけでは対応できない事例が今後も生じる可能
	性がある。今後も委員の皆様には助言・協力賜りたい。
	条例、規則、認定基準だけでは対応できない事例が今後も生じる可能